

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置を使用する
監視システムの試験確認基準

令和8年4月1日制定

第1 目的

この試験確認基準は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置を使用する監視システムの試験確認に係る業務規程」（令和8年4月1日危保規程第3号。以下「規程」という。）に定める、条件付自動制御システムの試験確認業務を実施するにあたり、必要な試験確認の内容を定めることを目的とする。

第2 試験確認の内容

次の事項について、書類審査及び立会試験で確認する。

なお、立会試験は、製造工場その他の関係のある場所で行うものとする。また、試験確認事項ごとに、抜き取りにより確認することができるものとする。

1 条件付自動制御システムの構成機器の仕様及び機能の確認

- (1) 条件付自動制御システムによる監視対象とする給油取扱所の給油レーン又は注油レーンを適切に捉えることのできるカメラが設置されていること。
- (2) 条件付自動制御システムを構成する機器が申請書の仕様に沿って設置されていること。
- (3) 条件付自動制御装置の作動状況等を記録するための装置を設けること。

2 条件付自動制御システムの仕様及び機能の確認

- (1) 条件付自動制御装置に関する事項は、次のとおりであること。
 - ア 条件付自動制御装置は、次に掲げる事項を監視することができること。なお、(ア)から(ク)までについては、継続的に監視すること。
 - (ア) 顧客が給油を行う自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の停車位置
 - (イ) 顧客が注油を行う携行缶等の容器の位置
 - (ウ) 給油ノズル又は注油ノズル（以下「給油ノズル等」という。）を顧客用固定給油設備又は顧客用固定注油設備（以下「顧客用固定給油設備等」という。）から外す動作
 - (エ) 自動車等の給油口又は携行缶等の容器の注油口（以下「給油口等」という。）に給油ノズル等を差し込む動作
 - (オ) 顧客が給油又は注油を行う動作
 - (カ) 給油ノズル等を顧客用固定給油設備等に戻す動作
 - (キ) 火気又は火気を扱おうとする動作
 - (ク) 火災の有無
 - (ケ) 給油作業が行われるレーン付近における複数の顧客の立入り
 - (コ) 顧客用固定給油設備付近への携行缶等の容器の持込み
 - イ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所又はレーンの状況が予め設定した使用条件^{*1}の範囲内にあるかどうかを常時認識し、当該範囲内においてのみ給油許可監視

視に係る機能が作動するとともに、次に掲げる場合は給油又は注油の許可を行わず、音声又は警報音及び可搬式セルフサービスコンソールシステム又は卓上セルフサービスコンソール（可搬式セルフサービスコンソールシステム非対応）の映像面への表示により、その旨を給油取扱所の係員に報知すること。

また、当該報知が行われたにもかかわらず、顧客の給油作業等の監視等が速やかに係員に引き継がれたことを確認できないときは、条件付自動制御装置を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。なお、顧客の給油作業等が行えない状態にするレーンは、次のいずれかに該当したレーンであること。

ただし、条件付自動制御装置に検知することができる機能を当該装置が有していない場合には、装置等に故障等が発生していないこと及び当該装置が使用条件を逸脱していないことを係員が常に把握することができる状態であること。

(ア) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所又はレーンの状況が予め設定した使用条件の範囲外となった場合

(イ) 条件付自動制御システムの故障、システム障害又は通信障害が発生した場合

※1 「使用条件」とは、条件付自動制御装置に使用されるカメラ等が正常に作動する明るさや天候等の条件をいう。

ウ 顧客の給油作業等が開始される場合において、「火気その他安全上の支障がない」と判断したときは、条件付自動制御装置を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

なお、「火気その他安全上の支障がないと判断したとき」とは、エ及びオに掲げる場合のいずれにも該当しない場合をいう。

ただし、イ及びオに規定する機能により顧客の給油作業等が行えない状態にした場合（オ(ア)に該当する場合を除く。）には、イ、エ及びオのいずれにも該当することを係員が確認した後でなければ、顧客の給油作業等が行えない状態又は危険物の取扱いが行えない状態にした顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始してはならない。

エ 顧客の給油作業等の状況を監視するとともに、次に掲げる「安全上の支障を及ぼすおそれがあるとき」には、音声又は警報音及び可搬式セルフサービスコンソールシステム又は卓上セルフサービスコンソール（可搬式セルフサービスコンソールシステム非対応）の映像面への表示により、その旨を給油取扱所の係員に報知すること。

また、当該報知が行われたにもかかわらず、顧客の給油作業等の監視等が速やかに係員に引き継がれたことを確認できないときは、条件付自動制御装置を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。なお、顧客の給油作業等が行えない状態にするレーンは、次のいずれかに該当したレーンであること。

(ア) 次のいずれかの事項が検知された場合

- a 給油ノズルが自動車等の給油口に挿入された状態で顧客が当該給油口から離れること。
 - b 給油作業が行われるレーン付近に複数の顧客が立ち入ること。
 - c 監視設備の画角内において、顧客、自動車等その他障害物により給油ノズル等が遮蔽されること。
 - d 火気又は火気を扱おうとする動作。
- (イ) 次のいずれかの事項が一定の時間検知できない場合
- a 給油ノズル等が顧客用固定給油設備等から外されてから当該顧客用固定給油設備等に戻されるまでの間において、当該給油ノズル等が給油口等に挿入されていること。
 - b 顧客が給油を行う場合において、自動車等が顧客用固定給油設備の周辺の適切な停車位置に停車していること。
 - c 顧客が注油を行う場合において、携行缶等の容器が顧客用固定注油設備の周辺の適正な位置にあること。

オ 次のいずれかに該当するときは、音声又は警報音及び可搬式セルフサービスコンソールシステム、又は卓上セルフサービスコンソール（可搬式セルフサービスコンソールシステム非対応）の映像面への表示（ア）を除く。）により、その旨を給油取扱所の係員に報知するとともに、条件付自動制御装置を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。なお、顧客の給油作業等が行えない状態にするレーンは、次のいずれかに該当したレーンであること。

(ア) 顧客の給油作業等が終了したとき。

(イ) 次に掲げる「火災その他の危険があるとき」

- a 火災を検知した場合
- b 給油又は注油の許可後に給油ノズル等が給油口等に挿入されない状態でレバー操作が行われた場合
- c 顧客用固定給油設備付近において携行缶等の容器を検知した場合（明らかに当該携行缶等の容器への注油行為が認められない場合は除く。）

カ 条件付自動制御装置が正常に作動していない場合等において当該装置が引き続き使用されることのないよう、当該装置の作動を手動で停止することができる機能を設けること。

また、手動操作により、条件付自動制御システムと124号通知に定める情報提供型AIシステムへの相互の切り替えができること。

(2) 可搬式セルフサービスコンソールシステム又は卓上セルフサービスコンソール（可搬式セルフサービスコンソールシステム非対応）は、次の機能を有するものであること。

なお、可搬式セルフサービスコンソールを用いる場合は、必要な通信環境が確保されていること。

ア 顧客用固定給油設備等の周辺を監視するためのカメラ映像を表示する機能（顧客用固定給油設備等が複数ある場合には、各顧客用固定給油設備等の周辺を監視

するためのカメラ映像を切り替えて表示する機能)

- イ 次のいずれかに該当する場合に、その旨を画面表示で報知する機能
 - (ア) 顧客用固定給油設備等から給油ノズル等が外された状態を検知した場合
 - (イ) 給油又は注油の許可待ちの状態である場合
 - (ウ) 給油中又は注油中の場合
- ウ 次のいずれかに該当する場合に、その旨を画面表示及び警報音で報知する機能
 - (ア) (1)エの「安全上の支障を及ぼすおそれがあるとき」及び「安全上の支障を及ぼすおそれがある場合」
 - (イ) (1)オ(イ)の「火災その他の危険があるとき」
- エ 条件付自動制御システムの作動状況及び故障その他の異常を給油取扱所の係員が容易に確実に認知できる機能
- オ 条件付自動制御システムの交代要求^{※2}を給油取扱所の係員が容易かつ確実に認知できる機能
 - ※2 「交代要求」とは、「音声又は警報音及び可搬式SSCシステム又は卓上SSC(可搬式SSCシステム非対応)の映像面への表示により、その旨を係員に報知する」機能をいう。
- カ 条件付自動制御システムから給油取扱所の係員へ給油又は注油許可監視の引き継ぎ状況を判別することができる機能
- キ 条件付自動制御システムが自動停止した場合に、給油取扱所の係員の判断により、条件付自動制御システムによる給油許可監視を再開する機能
- ク (1)オ(イ)の「火災その他の危険があるとき」の検知時に当該レーンの給油又は注油が緊急自動停止した場合に、給油取扱所の係員の判断により、給油又は注油を再開する機能

3 予防規程又はその関連文書に明記すべき事項の確認

予防規程又はその関連文書の雛形に、37号通知3、4及び6の事項が記載されていること。

4 その他

危規則第28条の2の5第9号に掲げる機能(危告示第4条の54)を有する条件付自動制御装置を設ける場合の仕様及び機能の確認

37号通知では危告示第4条の54に定める「非常時その他安全上支障があると認められる場合」について示されていないため、試験確認基準の策定を留保する。

附 則

この試験確認基準は令和8年4月1日から実施する。